

保 守 点 検 仕 様 書

- 1 委託業務の名称：セントラルモニタ等保守点検業務
 - 2 委託業務の内容：別紙保守点検内容①～②のとおり
 - 3 委託施設の名称：宮城県立がんセンター
 - 4 委託施設の住所：名取市愛島塩手字野田山 47 番の 1 号
-

保守点検仕様書 ①

1 委託業務の名称 セントラルモニタ等保守点検業務

2 委託施設の概要

(1) 住 所 名取市愛島塩手字野田山47番1号

(2) 名 称 宮城県立がんセンター

(3) 設 備 1 DSL-8001R(3台), DS-8100N(1台), DS-8100N(13台), DS-8005N(10台), DS-8005N(6台), DS-8005N(6台), DS-8005N(13台), DS-8005N(12台)

設 備 2 DS-1200NR(2台), DS-8700(2台), DS-8700(2台), DS-8700(2台), DS-8700(2台)

3 施行目的

当該本体装置を常に善良な状態において機能を保持するように定期的に点検を行い、常に善良な管理者の注意をもって、その機能の保全を図るものとする。

4 保守点検仕様

(1) 受注者は、当該本体装置を次に掲げるところにより定期的に保守点検を実施し、不良箇所を発見したときは、ただちに補修するものとする。

保守設備及び点検回数

設 備 1 : DSL-8001R(3台), DS-8100N(1台), DS-8100N(13台), DS-8005N(10台), DS-8005N(6台), DS-8005N(6台), DS-8005N(13台), DS-8005N(12台)

点 検 回 数 : 年1回 (3月)

設 備 2 : DS-1200NR(2台), DS-8700(2台), DS-8700(2台), DS-8700(2台), DS-8700(2台)

点 検 回 数 : 年1回 (3月)

(2) 前記(1)にかかわらず、受注者は、発注者から故障等が発生した旨の連絡を受けたときは、ただちに補修するものとする。

5 委託業務の対象外工事等

次に掲げる工事又は補修等は、この仕様に基づく委託業務の対象外とする。

(1) 主要機器の移転又は変更若しくは増設

(2) 病院の移転又は増設

(3) 受注者の責めによらない理由によって発生した故障、破損等の復旧

6 修理、消耗品等の費用負担

(1) 定期点検に係る技術料:

保守契約に含む

(2) 定期点検に係る部品費:

保守契約に含む

(3) オンコールに係る技術料:

保守契約に含む

(4) オンコールに係る部品費:

保守契約に含まない

(5) その他:

テレメータ送信機、セントラルモニタの受信モジュールは含まない。

7 保守点検報告書の提出

受注者は、この仕様に基づく当該保守点検状況について、保守点検を実施した日の翌月まで、保守点検報告書により報告するものとする。

8 個人情報の保護

受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

保守点検仕様書②

1 委託業務の名称 半除細動装置保守点検業務

2 委託施設の概要

(1) 住 所 名取市愛島塩手字野田山47番1号

(2) 名 称 宮城県立がんセンター

(3) 設 備 1 DFM-100(1台)

設 備 2 -

3 施行目的

当該本体装置を常に善良な状態において機能を保持するように定期的に点検を行い、常に善良な管理者の注意をもって、その機能の保全を図るものとする。

4 保守点検仕様

(1) 受注者は、当該本体装置を次に掲げるところにより定期的に保守点検を実施し、不良箇所を発見したときは、ただちに補修するものとする。

保守設備及び点検回数

設 備 1 : DFM-100(1台)

点 検 回 数 : 年1回 (3月)

設 備 2 : -

点 検 回 数 : 年一回 (一)

(2) 前記(1)にかかわらず、受注者は、発注者から故障等が発生した旨の連絡を受けたときは、ただちに補修するものとする。

5 委託業務の対象外工事等

次に掲げる工事又は補修等は、この仕様に基づく委託業務の対象外とする。

(1) 主要機器の移転又は変更若しくは増設

(2) 病院の移転又は増設

(3) 受注者の責めによらない理由によって発生した故障、破損等の復旧

6 修理、消耗品等の費用負担

(1) 定期点検に係る技術料:

保守契約に含む

(2) 定期点検に係る部品費:

保守契約に含む

(3) オンコールに係る技術料:

保守契約に含む

(4) オンコールに係る部品費:

保守契約に含まない

(5) その他:

7 保守点検報告書の提出

受注者は、この仕様に基づく当該保守点検状況について、保守点検を実施した日の翌月まで、保守点検報告書により報告するものとする。

8 個人情報の保護

受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。